

平成 28 年度

事務報告



税務課

税務係

地籍調査係

税務係

税務行政の原則は、税行政の円滑な運営及び公平・公正に課税し、納税者に対し理解と信頼を得ることが不可欠である。窓口利用者への適切な対応をし、複雑・難解な各種税法を要領よく理解し、広報・ケーブルテレビ等により納税者に判りやすい広報活動を行い、納税に対する理解や意識向上に努めた。

また、滞納者に対しては、納税相談による納税計画の作成・誓約、定期的な臨戸訪問による納税催告、県との共同催告を行うとともに、県及び1市3村間の併任徴収により、高額滞納者に対する滞納処分を行い、納税意識の向上に努めた。

事務的には、職員の資質向上を図るため、地方税法を始め各種税法の専門知識の取得に努め、著しく変動する経済情勢に即応した情報収集や併任徴収市町村間の研修、申告事務等の各種研修会へ積極的に参加し、自己研鑽を行った。

また、時期的に集中する煩雑な税業務については、コンピューターによる税情報管理をしており、効率的で的確な事務処理に努めた。

1. 村民税

【個人】

国は現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組みさまざまな政策を打ち出してきた。その成果として前年度と比較して若干の調定額の上昇は見られるものの、個人所得の増加には繋がっていない状況である。

課税については、各種所得の把握を行い、各事業主等の協力を得ながら関係機関を通じて所得の調査を実施し、各種の資料収集を行い、正確な数値の把握に努めた。

農業所得の把握については、農林産物の売上調査を行い、収支計算方式による納税申告を実施した。

確定申告では、事務効率のため電算処理を行い、事務の効率化と正確性を実現し、適正な申告事務を行った。

●個人住民税税率

税率については、平成26年度より10年間、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、村民税・県民税それぞれ500円の上乗せが法律で定められた。

	平成26年度以降	
	均等割	所得割
村民税	3,500 円	6 %
県民税	2,000 円	4 %
計	5,500 円	10 %

◎個人村民税の収納状況

(単位：円・%) (昨年度)

項目	調定額	収入済額	収納率
現年課税分	74,382,791 (71,501,880)	73,867,246 (70,835,334)	99.3 (99.0)
滞納繰越分	4,842,873 (4,981,650)	711,774 (579,701)	14.6 (11.6)

【法人】

法人村民税については、熊本地震による影響を受け、サービスエリア内のコンビニエンスストアの売上減少に伴い、減収となった。

●法人村民税税率

・均等割

法人等の資本金等の額の区分	村内従業者数	税 額
1千万円以下のもの	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円を超え、1億円以下のもの	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
1億円を超え、10億円以下のもの	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
10億円を超え、50億円以下のもの	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
50億円を超えるもの	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

・法人税割

資本金等の額	課税標準額	平成26年10月以降
1億円未満の法人	年500万円未満	9.7%

◎法人村民税収納状況

(単位：円・%) (昨年度)

項 目	調定額	収入済額	収納率
現年課税分	8,381,200 (10,673,000)	8,381,200 (10,673,000)	100 (100)

2. 固定資産税

固定資産税では、普遍的に所在する土地、家屋、償却資産に対して自治体のサービスに資するために応益的に課税するものであり、固定資産それぞれの評価額に応じて適正に賦課徴収を行った。

税徴収の面では、雇用環境及び経済状況の悪化に伴い、個人所得が減少し、滞納額が年々増加の傾向にあり徴収率の向上に苦慮している。

課税台帳の整備については、地籍調査事業の完了に伴い、登記関係の異動処理等に努めた。

家屋評価については、建築様式や材質が多様化し、専門的な知識が要求されるため、職員研修を受講し、資質の向上に努めた。また、課税明細書の通知により納税者の理解と納税意識の高揚に努めた。

◎平成 28 年度家屋評価件数

(昨年度)

用途区分	新築・増築	件数
専用住宅用建物（木造）	新築	6 (9)
専用住宅用建物（木造）	増築	1 (5)
附属屋用建物（木造）	新築	0 (3)
倉庫（木造）	新築	4 (2)
倉庫（鉄骨造）	新築	0 (1)
合計		11 (20)

●固定資産税＝課税標準額×1.4%（税率）

●免税点：土地 30 万円、家屋 20 万円、償却資産 150 万円

◎固定資産税の収納状況

（単位：円・%）（昨年度）

項目	調定額	収入済額	収納率
現年度分	93,182,100 (93,174,498)	91,881,601 (91,638,199)	98.6 (98.3)
滞納繰越分	8,403,003 (8,644,230)	1,270,311 (1,328,426)	15.1 (15.3)

◎固定資産評価審査委員（任期：3 年）

役職名	氏名	就任年月日	住所
委員長	西川正晴	H26.10.01	山田丁 276 番地
委員	内川初子	H26.10.01	万江乙 725 番地の 26
委員	橋本 誉	H28.10.01	万江甲 961 番地の 1 柳野団地 A7 号室

◎固定資産評価員

役職名	氏名	就任年月日	住所
委員	山口 明	H28.07.01	山田乙 2152 番地

3. 軽自動車税

軽自動車税は、平成 28 年度より税額が改正されたこともあり、若干の駆け込み需要があったものの、廃車台数も増加したことにより平成 28 年度において登録台数は減少した。

◎軽自動車税の納付状況

（単位：円・%）（昨年度）

項目	調定額	収入済額	収納率
現年度分	13,100,900 (10,968,700)	13,100,900 (10,843,200)	100.0 (98.8)
滞納繰越分	350,190 (391,300)	85,090 (139,210)	24.2 (35.5)

◎軽自動車の保有状況（平成 29 年 3 月末現在）

（単位：台・円）

種別	登録台数	年税額	種別	登録台数	年税額
原付第一種（50cc）	248	2,000	軽二輪	61	3,600
原付第二種（90cc）	20	2,000	四輪乗用（自家）	1,016	5,400~12,900
原付第二種（125cc）	11	2,400	四輪貨物（営業）	1	3,000
原付ミニカー	6	3,700	四輪貨物（自家）	668	3,800~6,000
農耕作業用	216	2,400	四輪特殊（自家）	3	4,000~6,000
小型特殊	10	5,900	小型二輪	46	6,000

登録台数：台（2,306）

4. 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、年々喫煙者数が減少の中、平成 28 年度においては熊本地震によるサービスエリア内のコンビニエンスストアの売り上げ減少等に伴い税収も落ち込んだ。

市町村たばこ税は、安定した税収確保のため村内購入促進ライター配布等の啓発に努めた。

◎市町村たばこ税収入内訳

(単位：円・本) (昨年度)

会社種別	税額	販売本数
日本たばこ産業(株)	8,993,865 (11,466,303)	1,828,520 (2,311,380)
TSネットワーク(株)	5,634,728 (6,610,751)	1,083,414 (1,256,320)
日本たばこアイメックス	0 (0)	0 (0)
合計	14,628,593 (18,077,054)	2,911,934 (3,567,700)

5. 入湯税

入湯税は、平成 15 年度より山江温泉「ほたる」の宿泊客から大人 1 人 150 円を課税徴収している。

利用客については、熊本地震直後はキャンセル等で落ち込んだものの、その後の復興割キャンペーンの効果により、結果前年度と比較して 1,002 名の増客につながった。

◎入湯税収入内訳

(単位：円・%・人) (昨年度)

項目	調定額	収入済額	収納率	利用客
現年課税分	521,100 (370,800)	521,100 (370,800)	100 (100)	3,474 (2,472)

6. 国民健康保険税

(1) 平成 22 年 4 月から非自発的失業（倒産・解雇などによる離職や雇止などによる離職）の被保険者について、保険税を軽減する制度が開始された。

○内 容 非自発的失業者の被保険者の給与所得を 100 分の 30 に減額して保険税を計算。

○軽減期間 取得日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

◎減免件数（平成 28 年度） 3 件

(2) 平成 30 年度より国保運営が県へ移行することに伴い、税率が急激に上昇することを避けるため、平成 28 年度において税率を見直した。

(3) 平成28年度の制度改正により保険税の課税限度額が引き上げられた。

	改正前	改正後
基礎課税額（医療分）	52万円	⇒ 54万円
後期高齢者支援金分	17万円	⇒ 19万円
介護分	16万円	⇒ 16万円

◎平成28年度国民健康保険税の税率及び課税限度額（昨年度）

医療分 (0歳～74歳)	所得割	11.60 % (10.00 %)	限度額：54万円
	均等割	25,000 円 (22,500 円)	
	平等割	32,000 円 (30,000 円)	
介護分 (40歳～64歳)	所得割	3.20 % (2.80 %)	限度額：19万円
	均等割	9,400 円 (8,000 円)	
	平等割	7,600 円 (6,500 円)	
後期高齢者支援分 (0歳～74歳)	所得割	2.60 % (2.20 %)	限度額：16万円
	均等割	6,800 円 (6,000 円)	
	平等割	4,400 円 (4,000 円)	

最高限度額 89 万円

◎国民健康保険税の収入状況

(単位：円・%) (昨年度)

項目	区分	調定額	収入済額	収納率
現年度分	医療分	59,728,900 (56,222,100)	56,882,594 (53,407,208)	95.2 (94.9)
	後期支援分	13,517,700 (12,282,000)	12,887,063 (11,659,705)	95.3 (94.9)
	介護分	8,567,300 (7,928,200)	8,051,215 (7,550,230)	93.9 (95.2)
計		81,813,900 (76,432,300)	77,820,872 (72,617,143)	95.1 (95.0)
滞納繰越分	医療分	20,543,750 (22,991,275)	2,721,062 (3,472,110)	13.2 (15.1)
	後期支援分	4,518,801 (5,030,919)	563,819 (760,398)	12.4 (15.1)
	介護分	3,654,092 (4,057,962)	524,951 (512,272)	14.3 (12.6)
計		28,716,643 (32,080,156)	3,809,832 (4,744,780)	13.2 (14.7)
合計		110,530,543 (108,512,456)	81,630,704 (77,361,923)	73.8 (71.2)

7. 諸証明

諸証明の収入は、所得証明書等を始め、字図や地籍図等の交付申請・閲覧などである。
手数料収入は、調定額 568 千円、収入済額 568 千円、収納率 100%である。

8. 徴収及び滞納整理

日頃から新規の滞納者を発生させないために納付状況について逐一把握し、必要な徴収担当を配置して臨戸催告を中心に滞納対策を重点的に推進し、また徴収体制の強化を図るため、国税徴収法に基づき預金調査・預金差押・国税還付金等の差押え等の滞納処分を実施した。

◎国税還付金差押件数 6件 162,788円

今後悪質滞納者には、厳しく催告を行い、法に基づいて搜索等を実施し、積極的に財産差し押さえに踏み切る必要がある。

納付の重要組織である納税組合は、従来どおりその存続について推進した。

◎平成 28 年度納税組合数 45 組合 324 名

(1) 平成 28 年度不納欠損額 4,506,038円 (前年度 3,049,475円)

税目	不納欠損額 (円)	対象者数	内 訳 (時効消滅)					
			財産 処分	死亡	所在 不明	財産 調査	執行 停止	その他
村民税	412,696	6	—	1	2	—	3	—
固定資産税	797,504	10	—	4	—	1	3	2
軽自動車税	19,400	4	—	1	1	—	1	1
国民健康保険税	3,276,438	13	—	1	3	2	4	3
計	4,506,038	33	—	7	6	3	11	6

9. 地籍調査

本村の地籍調査事業は、昭和 56 年に着手して既に 30 年を経過し、総面積 121.20 k m²のうち国有林及び土地改良事業区域を除外した 107.09 k m²が調査対象面積で、調査事業費 684,652 千円を費やし平成 19 年度に現地調査が完了した。

調査後の認証手続、法務局の公図、登記簿の書き換えがすべて完了したため、平成 24 年度評価替えに併せて、地籍調査後の新面積により課税している。

また、字図の更新については毎年、分合筆等による変動があった分について修正を行っている。

